

松田町告示第 5 1 号

松田町自治基本条例(仮称)審議会設置要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

松田町長 本 山 博 幸

松田町自治基本条例(仮称)審議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 本町における松田町自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)の策定に係る調査検討を行うため、松田町自治基本条例(仮称)審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は次に掲げる事項について検討を行い、条例案を策定し町長に報告するものとする。

- (1) 条例に盛り込む事項に関すること。
- (2) 条例の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 条例案を策定すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、学識経験者、各種団体の代表者、公募町民等で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1 名
- (2) 各種団体から推薦を受けた者 各 1 名
 - ア 町教育委員会
 - イ 町農業委員会
 - ウ 町自治会長連絡協議会
 - エ 町商工振興会
 - オ 町社会福祉協議会
- (3) 公募による町民 2 名

(4) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が召集する。

2 会長は議長となり、会議を運営する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成28年6月10日から施行し、条例が公布された日をもってその効力を失う。

2 審議会の最初に開催される会議は、第5条の規定に関わらず町長が招集するものとする。